

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
1	基本チェックリスト	基本チェックリストの検査はどこが行うのか。	基本チェックリストの検査は市窓口や地域包括支援センターでできます。質問項目の趣旨を説明しながら、本人等に記入していただきます。
2	基本チェックリスト	基本チェックリストを受けるだけで事業対象者となるのか。事業対象者となる基準はどうか。	基本チェックリストを実施した結果、厚生労働大臣が定める基準に該当した場合、事業対象者となります。
3	基本チェックリスト	事業対象者の有効期間の開始日はいつからか。（サービス利用が可能な時期はいつからか）	介護予防ケアマネジメント届出書の右上欄に記入した届出日になります。（基本チェックリスト実施日ではありません）
4	基本チェックリスト	障害福祉サービスを受給している方が65歳に到達し、介護保険要介護・要支援認定申請を行い、「非該当」となった場合は、総合事業開始前の通り障害福祉サービスを利用してよいのか。または、「非該当」になった方には基本チェックリストの実施が必須となるのか。	障害福祉サービスを受給している方が要介護・要支援認定で「非該当」となった場合は、その方の状態像やサービス利用内容から基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）で対応可能であるか等を障害福祉課において判断しますのでご相談ください。 なお、対応可能と判断した場合は、基本チェックリストを実施します。その結果、事業対象者となられた方については、ケアマネジメントに基づき障害福祉サービスに優先して基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）を利用することになります。
5	ケアマネジメント	事業対象者（基本チェックリスト該当者）でも現行相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）の対象者となることが可能か。	事業対象者（基本チェックリスト該当者）は、現行相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）の対象者にはなりません。現行相当サービスについては、要支援認定を受け、ケアマネジメントの中で必要と認められた場合、利用することが可能です。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
6	ケアマネジメント	新規で要介護・要支援認定申請をした方が、暫定プランで総合事業のサービスを利用していたが、認定結果が「要介護」であった場合は自費になるのか。	新規で要介護・要支援認定申請された方が、暫定プランで総合事業を利用していたが、認定結果が「要介護」であった場合の取扱は以下のとおりです。 ①暫定プランで現行相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を利用した場合は、プランを変更のうえ介護給付に振り替えが可能です。 ②暫定プランで基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）を利用していた場合は、人員基準等が訪問介護・通所介護の基準を満たしていないため、介護給付に振り替えることはできません。そのため、暫定プランで利用した基準緩和サービスについては全額自己負担となります。 なお、要支援者の認定更新の際に、主治医意見書の遅延等により暫定プランとなった場合についても、認定結果が「要介護」となった場合は、同様の取扱となります。
7	ケアマネジメント	現行相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）と基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）の併用はできますか。	同種のサービス内での併用はできませんが種類の異なるサービスの場合併用可能です。 【併用可能の場合】 ・訪問介護相当サービスと通所介護相当サービス ・訪問介護相当サービスと通所型サービスA ・通所介護相当サービスと訪問型サービスA ・訪問型サービスAと通所型サービスA 【併用不可の場合】 ・訪問介護相当サービスと訪問型サービスA ・通所介護相当サービスと通所型サービスA
8	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	介護予防ケアマネジメント（総合事業サービスのみを利用する場合をいう。以下同じ。）・介護予防支援（介護予防給付を含むサービスを利用する場合をいう。以下同じ。）の計画作成は、地域包括支援センターもしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所がするのか。	介護予防ケアマネジメントは、従来どおり地域包括支援センターもしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が実施します。介護予防支援は、地域包括支援センターもしくは地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所に加えて、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所でも実施可能です。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
9	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	介護予防給付の有無で介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を往来する場合、実質的に担当している居宅介護支援事業所が同じでも、毎回契約をやり直す必要があるのか。	基本的にはそのようになりますが、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の往来が複数回見込まれる場合は、利用者、地域包括支援センター、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所で、三者契約を取り交わすことで、契約事務の負担軽減をすることも可能です。 そのような利用者がある場合は、地域包括支援センターと相談してください。
10	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	利用者、地域包括支援センター、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所で、三者契約を取り交わした場合でも、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を往来するたびに都度、予防ケアプランの新規作成が必要になるのか。軽微な変更として取り扱うことは可能か。	本来、介護予防給付の有無に変更があるということは、利用者の状態像やニーズ、環境の変化に伴い、ケアプランに位置付けるサービスを変更する必要が生じたということになります。そのため、介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を往来する場合、原則としてアセスメントから連なる一連のケアプラン作成の手続きが必要となります。 それを前提として、軽微な変更該当するかどうかは、同一事業所が担当し続ける場合と同じ基準でケアマネジャーが判断することとなります。 なお、下記をすべて満たす場合には軽微な変更として取り扱うことが可能であると考えられます。 ①三者契約において、地域包括支援センターと介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所で取得した個人情報共有できる契約内容になっている。 ②利用者の状態像やニーズ、環境、目標達成手段などに変化がない。（アセスメントやケアプランそのものに変更がない。） ③サービス提供実績において、介護予防給付の有無について一時的に変更となる場合 例） ・ケアプランにおいて家族の外出時にショート（介護予防短期入所生活介護）を利用すると位置付けられている場合に、家族の外出の有無によって、介護予防給付の有無が変動する。 ・ケアプランにおいて介護予防通所リハビリテーションを月1回利用すると位置付けられている場合に、たまたま本人または事業所の都合等で翌週に振替になり、当月の介護予防給付の実績が無かった。 ※ただし、介護予防給付の有無について変動が一時的ではない場合には、ケアプランの見直しが必要な場合があるので注意が必要です。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
11	共通	給付制限は、総合事業は対象外か。	（介護保険料滞納者に対する給付制限は）当面の間、対象外とする予定です。
12	共通	総合事業の対象者は事業所と同市の方のみを対象としているのか。他市市民は利用できないのか。	豊中市の総合事業は、保険者が豊中市である被保険者、及び豊中市内在住の住所地特例対象者が対象となります。 保険者が豊中市外（住所地特例対象者除く）の利用者は、豊中市内の事業所のうち、当該保険者の総合事業の指定を受けている事業所は利用できますが、当該保険者の指定を受けていない事業所は利用できません。 保険者が豊中市外（住所地特例対象者除く）の場合、当該保険者に問い合わせてください。
13	共通	軽度化加算はどういった加算か。	基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）を利用した結果、介護度が軽度化（要支援2→1、要支援2→非該当（事業対象者含む）、要支援1→非該当（事業対象者除く））した場合に30単位/月をサービス利用月数（12月上限）に乗じた単位数を加算するものです。
14	共通	軽度化加算について、更新時に軽度化したことが判明した場合、どのような流れで利用月数×30単位/月が支払われるのか。事業所からの請求が必要になるのか。	判明した際に、過去に遡って再請求していただきます。 なお、軽度化加算は利用者負担なし（100%給付）となります。
15	訪問型サービス	現在訪問介護では利用者40人に1人以上のサービス提供責任者の配置が必要だが、訪問型サービスAを一体的に行う場合の配置基準はどうなるか。	サービスを一体的に行う場合において、サービス提供責任者と訪問事業責任者を兼務する場合は訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスAのすべての利用者を合計し、40人に1人以上の配置が必要です。 兼務しない場合は、訪問介護・訪問介護相当サービスの利用者を合計し、40人に1人以上の配置とします。※この場合訪問型サービスAのための訪問事業責任者を別に1人以上（必要数）置く必要があります。
16	通所型サービス （通所介護 相当サービス）	事業所が送迎を行わない場合の送迎減算について、回数制限はあるのか。	要支援1の場合は1月につき376単位の範囲内で、要支援2の場合は1月につき752単位の範囲内で減算となります。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
17	通所型サービス (通所型サービスA)	通所型サービスAについて、送迎がないことによる減算はないのか。	通所型サービスAについては送迎を必須としていないため、行わない場合も減算の対象となりません。ただし、送迎が必要な利用者については対応していただくことが望ましいと考えております。
18	通所型サービス (通所型サービスA)	通所型サービスA（単独型）の静養室、事務室等がなくてよいのは、事業者が公民館等外部へ出て活動することも単独型のサービスとして考えられるのか。またその際、同時に別の人員で一体型のサービス等のサービスも提供することが可能か。	外部の施設を利用しての活動については、現段階では想定していません。通所型サービスA（一体型）については指定基準を満たせば指定を受けることができます。
19	通所型サービス	一体型の利用定員について、通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスAの定員を足した人数でよいのか。	通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所型サービスAの利用者は通所介護の定員に含めません。別に定員を定める必要があります。 ただし、同一の場所で一体的に実施する場合は要介護者に対して食堂及び機能訓練室を利用定員×3㎡以上確保する必要があるため、通所型サービスAの利用定員は通所介護とは別に定めるものの、要介護者のサービス提供に支障がないようにするため結果として通所型サービスAの利用定員も含めて面積を確保する必要があります。
20	通所型サービス	通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスA（一体型）を実施する場合、それぞれ専用区画を設ける必要があるのか。また、内容により同一のプログラムを一体的に提供することは可能か。	通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスAを一体的に実施する場合、専用区画を設ける必要はありません。（専用区画を設ける場合は単独型となります。）カリキュラムについてはそれぞれのカリキュラムを設定していただくことを想定していますが共通の内容が含まれることを否定するものではありません。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
21	通所型サービス (通所型サービス A)	指定を受けるために、機能訓練室（定員×3㎡以上）を確保できるという 図面の提出が必要なのか。その区画を“現行”と“緩和”で区切るように し、申請すべきか。	一体型の事業所（区画分けなし）では平面図の提出は省略可能です。 一方、通所型サービスAのみ実施する場合や通所介護・通所介護相当サー ビスと区画を分けて通所型サービスAを実施する場合は単独型の基準が適 用されますので、平面図の提出が必要です。 また、通所介護・通所介護相当サービスを実施していない時間帯に通所型 サービスAを実施する場合は、上記同様、単独型の基準が適用されます。
22	通所型サービス (通所型サービス A)	従事者の人員配置について、利用者数15人まで専従1人以上というのは、 管理者を除いて1名の配置を求めるものか。管理者1名も、その1以上を含 むのか。また、その1名の従事者は資格等を必要としないのか。	管理者と従事者の兼務は原則としてできないため、管理者以外に1名の配 置が必要となります。従事者に資格要件はありません。
23	通所型サービス (通所型サービス A)	通所型サービスAの人員基準で、従事者数は15名を超えると利用者1名に つき必要数となっているが、2名以上の従事者があればよいのか。	ご質問のケースの場合、2名以上であれば基準を満たします。 人員基準の中の「必要数」とは利用者の安全確保やサービス提供のために 必要な人数の配置を求めるものです。
24	通所型サービス (通所型サービス A)	自立支援促進体制加算について、介護予防プログラムを市に提出し、認め られれば全ての通所型サービスAの利用者に20単位を上乗せできるのか。	お見込みのとおりです。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
25	生活支援サービス従事者研修	訪問型サービスAの従事者の要件となっている一定の研修受講者とはどういった方ですか。	一定の研修受講者とは、「豊中市生活支援サービス従事者研修」を受講し修了証を交付された方です。研修は、豊中市が直接実施するほか、「豊中市生活支援サービス従事者研修実施要領」に基づき事業所が実施することも可能です。詳しくは、豊中市ホームページ（「健康・福祉・医療」→「介護保険・高齢者福祉」→「介護保険」→「介護予防・日常生活支援総合事業」）をご参照ください。 また、従事者の要件としては、上記のほか、介護職員初任者研修修了者や旧ヘルパー1級・2級課程修了者等の従来の訪問介護員等に加え、旧ヘルパー3級課程修了者についてもサービス提供可能としています。
26	生活支援サービス従事者研修	一定の研修は事業所で実施することも可能か。	事業所で実施可能です。詳しくは、上記の豊中市ホームページをご参照ください。 ただし、研修受講者には修了試験を受験していただきますが、修了試験の実施及び修了証の発行は豊中市が行います。
27	生活支援サービス従事者研修	一定の研修を事業所で実施する場合、講師に資格等は必要か。また、研修内容は事前に豊中市の確認が必要か。	カリキュラムの内容は、介護職員初任者研修を準用したものであり、講師要件についても介護福祉士等の一定の要件を満たしている必要があります。また、研修内容等については、市が作成する標準カリキュラムの内容を満たしていることを市に事前に届出をしていただくとともに、実施後は報告書を提出していただくこととしております。
28	指定関係	基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）についても運営規程を定める必要はあるか。	運営規程については基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）についても定める必要があります。

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

《令和7年（2025年）3月28日更新》

■以下の内容は令和7年3月28日時点のものです。今後、国がQ&Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。

No.	分類	質問事項	回答
29	介護予防事業	通所型短期集中サービス（豊中はずらつ教室）とはどのような事業か。	外出や家事、体力の不安などの生活に困りごとを抱える方を対象に、リハビリテーション専門職をはじめとした医療・介護・福祉の専門職が通所集合型かつ短期間（3カ月間）集中的に指導や助言を行い、困りごとの改善や自立支援を推進する事業です。利用料は無料で、送迎があります。また、一般介護予防事業に位置付けられる事業のため要支援認定のない方でも利用できます。なお、要介護認定の方、通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスA・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）訪問リハビリテーションをご利用中の方は利用できません。
30	介護予防事業	訪問型短期集中サービス（短期リハビリ訪問）とはどのような事業か。	外出や家事、体力の不安などの生活に困りごとを抱える方を対象に、リハビリテーション専門職がご自宅まで訪問し、短期間（1～3カ月間、最大6回）集中的に指導や助言を行い、困りごとの改善や自立支援を推進する事業です。利用料は無料です。また、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスCに位置付けられる事業のため、事業対象者及び要支援1・2の認定を受けた方が対象となり、ケアプランの作成が必要となります。なお、要介護認定の方、通所介護・通所介護相当サービス・通所型サービスA・（介護予防）通所リハビリテーション・（介護予防）訪問リハビリテーションをご利用中の方は利用できません。
31	介護予防事業	リハビリテーション専門職訪問とはどのような事業か。	外出や家事、体力の不安などの生活に困りごとを抱える方を対象に、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、言語聴覚士等の医療専門職がご自宅までお伺いし、指導や助言を行うことで困りごとの改善や自立支援を推進する事業です。必要に応じて担当ケアマネージャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの助言も行います。利用料は無料です。また、一般介護予防事業に位置付けられる事業のため要支援認定のない方でもご利用可能となります。なお、要介護認定の方は利用できません。